

さらに議論が必要な論点について

介護老人保健施設
短期集中リハビリテーション実施加算の算定要件の見直し案

社保審 介護給付費分科会
第85回 平成23年11月14日資料 3 より

【論点】 在宅復帰・在宅療養支援機能を高めるため、介護老人保健施設に入所中に状態が悪化し、医療機関に短期間の入院をした後、再入所した場合について、必要に応じて提供した集中的なリハビリテーションを評価してはどうか。

また、介護老人保健施設から別の介護老人保健施設に転所した場合の取り扱いについては、見直しを行ってはどうか。

【対応】

- 介護老人保健施設の入所中に大腿骨頸部骨折・脳卒中等を発症し、医療機関への短期間の入院を経て再入所した場合について、入院期間に関わらず、必要に応じて短期集中リハビリテーション実施加算を算定できることとする。※1
- 介護老人保健施設の入所中に短期集中リハビリテーション実施加算を算定した利用者が、退所後3月以内に別の介護老人保健施設に転所した場合については、転所後の短期集中リハビリテーション実施加算の算定を認めないこととする。※2

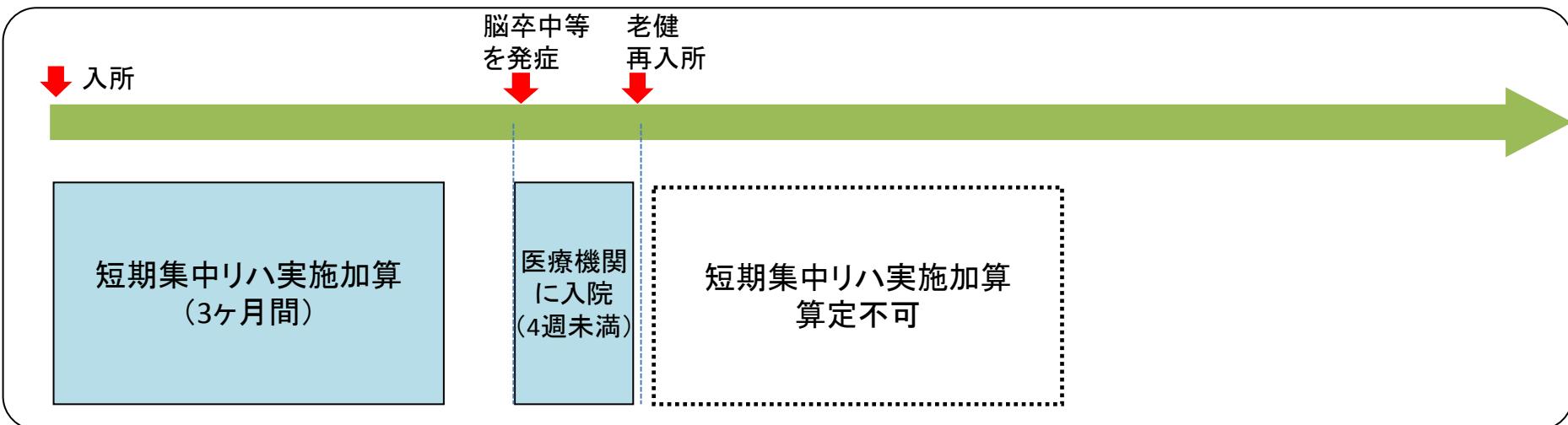
※1 現行では退所後3月を超えた場合、又は4週間以上の入院をした場合に短期集中リハビリテーション実施加算を算定できる。

※2 現行では、同一法人の介護老人保健施設の場合は、過去3月間の間に当該法人の介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り短期集中リハビリテーション実施加算を算定できるが、異なる法人の介護老人保健施設の場合は、期間に関わらず算定が可能である。

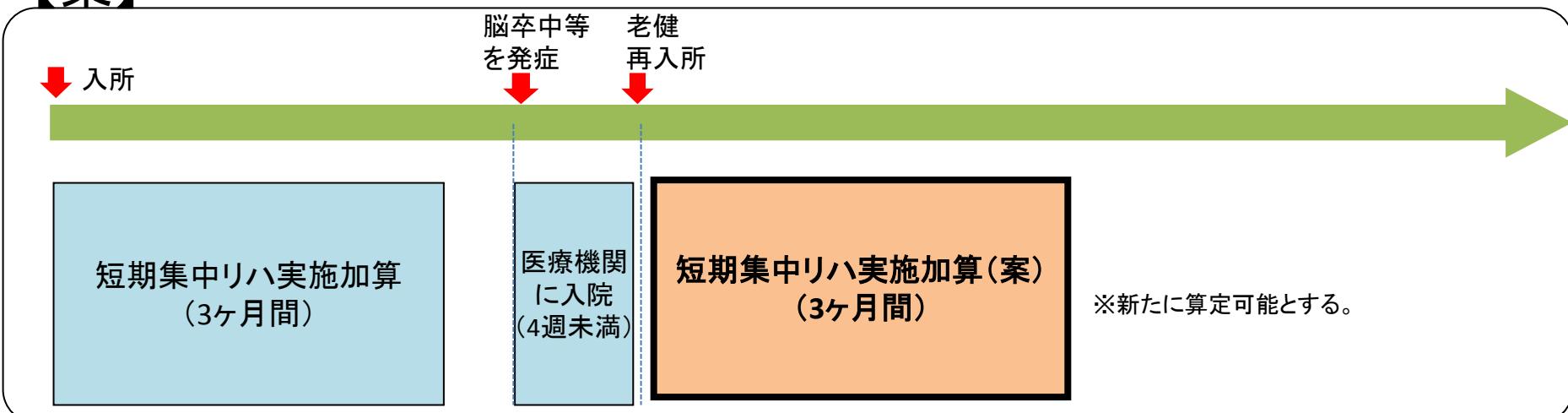
短期集中リハビリテーション実施加算の算定要件の見直し案①

- 介護老人保健施設の入所中に大腿骨頸部骨折・脳卒中等を発症し、医療機関への短期間の入院を経て再入所した場合について、入院期間に関わらず、必要に応じて短期集中リハビリテーション実施加算を算定できることとしてはどうか。

【現行】



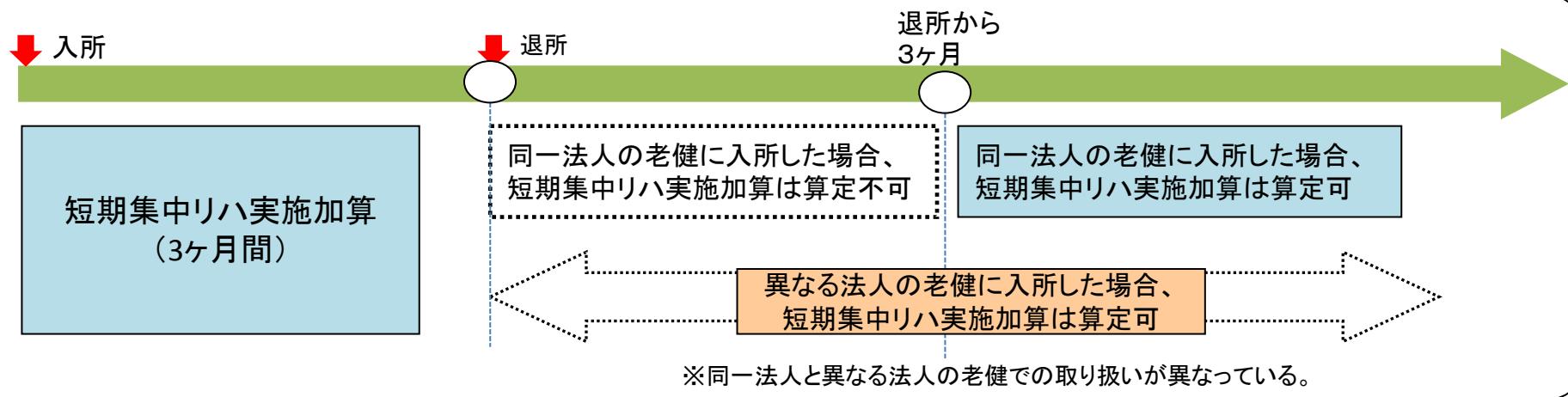
【案】



短期集中リハビリテーション実施加算の算定要件の見直し案②

- 介護老人保健施設の入所中に短期集中リハビリテーション実施加算を算定した利用者が、退所後3月以内に別の介護老人保健施設に転所した場合については、転所後の短期集中リハビリテーション実施加算の算定を認めないこととしてはどうか。

【現行】



【案】

